

愛媛大学 E.U. Digital Commons 利用規程

令和8年3月11日
規則第25号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学 E.U. Digital Commons（以下「本施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本施設は、地域・産業と連携して産業イノベーション・地方創生に貢献できる「高度情報専門人材」の育成に関する愛媛大学（以下「本学」という。）の教育・研究・社会連携活動に資することを目的とする。

(管理責任者)

第3条 本施設に管理責任者を置き、デジタル情報人材育成機構長（以下「機構長」という。）をもって充てる。

2 管理責任者は、本施設を管理する。

(管理に係る事務)

第4条 本施設の管理に係る事務は、情報推進課が行う。

(施設の利用)

第5条 本施設の利用は、次の各号に掲げる区分ごとに、本規程に基づき利用するものとする。

(1) コモンラウンジ（1 階）

(2) 教員研究室及び学生研究室（2 階）

(3) 情報講義室及び情報演習室（3 階）

(利用者の範囲等)

第6条 本施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

号	区分	利用者の範囲
1	コモンラウンジ（1 階）	(1) 本学の教職員及び学生 (2) 本学の地域ステークホルダー
2	教員研究室及び学生研究室（2 階）	次に掲げるプログラムに係る教職員又は各プログラムに所属する学生 (1) 工学部デジタル情報人材育成特別プログラム (2) 大学院理工学研究科数理情報プログラム
3	情報講義室及び情報演習室（3 階）	(1) 本学の教職員及び学生 (2) 管理責任者が許可した者

(利用条件)

第7条 本施設を利用するにあたっては、その利用目的に次の各号に掲げるいずれかの活動が含まれていなければならない。

(1) 高度情報専門人材育成に関する活動

(2) その他管理責任者が特に認めた活動

（利用時間及び休日）

第 8 条 コモンラウンジ（1 階）を利用可能な日時は、次に掲げる閉館日を除いた日の 9 時から 17 時までとする。

（1）土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

（2）本学の一斉休業日及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

2 教員研究室及び学生研究室（2 階）並びに情報講義室及び情報演習室（3 階）は、管理責任者が許可した範囲で利用することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、管理責任者が必要と認めた場合には、臨時に閉館又は開館することができる。

（利用申請等）

第 9 条 コモンラウンジ（1 階）については、利用に際しての申請は要しない。

2 情報講義室又は情報演習室（3 階）（以下「情報講義室等」という。）の利用を希望する者は、利用を開始しようとする日の原則 7 日前までに、所定の利用申請書又は予約システムにて管理責任者へ申請し、許可を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、本学の教職員又は学生以外の者のみで情報講義室等を利用しようとする場合又は本学の教職員が本学の用務以外の目的で利用しようとする場合は、国立大学法人愛媛大学固定資産等一時使用承認事務取扱要項の定めるところによる。

4 前 2 項により許可を受けた者が、利用予定日時を変更しようとするとき又は利用を中止しようとするときは、原則、変更又は利用を中止する日の 7 日前までに、管理責任者に申し出て、許可を受けなければならない。

（利用許可の取消）

第 10 条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の利用許可を取消し、又は利用を中止させることがある。

（1）本学の業務遂行上やむを得ない事情が生じたとき。

（2）本施設の利用者が、この規程及び本学が定める施設利用上の諸規則等を遵守しないとき。

（3）その他管理責任者が、管理運営上支障があると認めたとき。

2 前項により、前条の利用許可を受けて本施設を利用する者に損害が生じても、本学は、その責を負わないものとする。

（利用者の責務）

第 11 条 本施設の利用者は、この規程及び本学が定める施設利用上の諸規則等を遵守するとともに、本施設の施設、設備等の保全及び秩序の維持に努めなければならない。

（損害賠償）

第 12 条 本施設の利用者は、故意又は過失により施設、設備等をき損し、又は滅失したときは、本学の指示に従い、損害を賠償しなければならない。

（雑則）

第 13 条 この規程に定めるもののほか、本施設の利用に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。